

令和6年4月19日  
物流・自動車局安全政策課

## 貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭監査の 全国一斉実施について

貸切バスの輸送の安全の確保のため、事業者講習会及び街頭監査を全国一斉に実施します。

貸切バス事業はインバウンド需要が本格的に回復したことに伴い需要が高まっており、貸切バスの繁忙期を迎えるにあたって、輸送の安全を確保することが求められています。

一方で、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が制定され、本年4月から施行されたことから、貸切バス事業者は新制度に対応できるよう対策を講じる必要があります。

については、以下のとおり、運行管理者等を対象とした事業者講習会を開催するとともに、街頭監査を全国一斉に実施し、輸送の安全の再徹底を図ることとします。

### 【事業者講習会の概要】

- ① 実施時期：5月～7月
- ② 対象者：貸切バス事業者の統括運行管理者等
- ③ 講習内容：制度改正に伴う運行管理の再徹底
  - ・ 運転者に対する指導監督
  - ・ 健康管理の重要性
  - ・ 必要な点検整備の実施 等

### 【街頭監査の概要】

- ① 実施時期：4月下旬～7月
- ② 実施場所：観光施設（駐車場）、高速道路SA、主要駅、空港等

（お問い合わせ先）代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8566

### 【事業者講習会について】

物流・自動車局安全政策課：遠藤、林、上原（内線：41623、41624）

### 【街頭監査について】

物流・自動車局安全政策課：森本、芳山、赤木（内線：41632、41633）